

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第55号

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表279の項中「牛のブルセラ病検査」を「牛のブルセラ症検査」に、「牛の結核病検査」を「牛の結核検査」に、「鶏の家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・プロラムによるものに限る。）検査」を「鶏の家きんサルモネラ症（サルモネラ・プロラムによるものに限る。）検査」に改め、同表281の項中「豚コレラ予防注射」を「豚熱予防注射」に改め、同表282の項中「第31条第2項」を「第31条第3項」に改め、同表295の項の次に次のように加える。

295 の2	漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業の許可の申請に対する審査	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料		1件につき	2,900円	
295 の3	漁業法第58条において準用する同法第47条の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の変更の許可の申請に対する審査	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料		1件につき	2,400円	

別表296の項中「（昭和24年法律第267号）第10条」を「第69条第1項」に改め、同表297の項中「第14条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）」を「第72条第6項」に、「漁業権の」を「団体漁業権の」に、「漁業権共有認可申請手数料」を「団体漁業権共有認可申請手数料」に改め、同表298の項中「第22条第1項」を「第76条第1項」に改め、同表299の項中「第24条第2項」を「第78条第2項」に、「基づく定置漁業権又は区画漁業権」を「基づく個別漁業権」に、「定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料」を「個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料」に改め、同表300の項中「第26条第1項ただし書」を「第79条第1項ただし書」に、「定置漁業権又は区画漁業権の」を「個別漁業権の」に、「定置漁業権又は区画漁業権移転認可申請手数料」を「個別漁業権移転認可申請手数料」に改め、同表

301の項中「第36条第1項（同条第4項）」を「第88条第1項（同条第5項）」に改め、同表302の項及び303の項を次のように改める。

302	削除					
303	削除					

別表436の項中「及び同法第5条の2第3項第2号」を「並びに同法第5条の2第3項第2号及び第3号」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表279の項、281の項及び436の項の改正規定 公布の日
- (2) 別表295の項の次に295の2の項及び295の3の項を加える改正規定並びに同表296の項から別表303の項までの改正規定 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日（令和2年12月1日）
- (3) 別表282の項の改正規定 令和3年4月1日